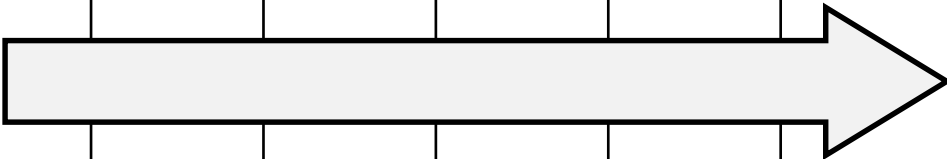


令和6年能登半島地震に伴う災害救助法の適用市町村において、住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和7年6月末まで）について、厚生労働省からの要請や被災状況等を踏まえ、令和7年9月末まで延長。

事項	内容	R6/1/1	R6/4/30	R6/9/30	R6/12/31	R7/6/30	R7/9/30
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を <u>令和7年9月30日まで</u> 行う。						

【令和6年能登半島地震における災害救助法適用市町村（令和6年1月1日時点 第2報）】

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
4県合計		35	11	1	47